

諸 般 の 報 告

(令和3年6月18日～令和3年7月4日)

6月18日 令和3年第2回大阪府都市競艇企業団議会定例会が大阪市内で開催されました。(中川健議員)

同 日 監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、一般会計・特別会計(令和2年度3月分)及び水道事業会計・下水道事業会計(令和2年度3月分)の例月現金出納検査結果報告があり、受理いたしました。

6月21日 健康福祉常任委員会が開催され、付託案件の審査及び所管事項に関する事務調査について協議されました。(金子英生委員長、福田篤志副委員長、北川健治、板東敬治、池添義春、野々下重夫、中林和江、元橋理浩の各委員)

同 日 予算決算常任委員会健康福祉分科会が開催され、予算決算常任委員会から送付された案件について質疑されました。(金子英生委員長、福田篤志副委員長、北川健治、板東敬治、池添義春、野々下重夫、中林和江、元橋理浩の各委員)

6月22日 文教生活常任委員会が開催され、付託案件の審査及び所管事項に関する事務調査について協議されました。(吉羽美華委員長、岡由美副委員長、北川光昭、馬場才、山崎菊雄、辻谷恵一、奥大輔、太田徹の各委員)

同 日 予算決算常任委員会文教生活分科会が開催され、予算決算常任委員会から送付された案件について質疑されました。(吉羽美華委員長、岡由美副委員長、北川光昭、馬場才、山崎菊雄、辻谷恵一、奥大輔、太田徹の各委員)

6月23日 総務都市創造常任委員会が開催され、付託案件の審査及び所管事項に関する事務調査について協議されました。(高見雄介委員長、久野須賀子副委員長、井川晃一、西尾勝成、村上順一、中川健、中谷剣将、森本雄一郎の各委員)

同 日 予算決算常任委員会総務都市創造分科会が開催され、予算決算常任委員会から送付された案件について質疑されました。(高見雄介委員長、久野須賀子副委員長、井川晃一、西尾勝成、村上順一、中川健、中谷剣将、森本

雄一郎の各委員)

同日 陳情書を受理いたしました。提出者は、「新しい提案」実行委員会責任者 安里長従氏及び全国青年司法書士協議会会長 阿部健太郎氏で、要旨は次のとおりです。

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情をいたします。

6月24日 議会運営委員会が開催され、1 定例会の今後の運営、2 議員の派遣、3 議会運営委員会の閉会中の継続調査等について協議されました。(北川光昭委員長、高見雄介副委員長、金子英生、馬場才、吉羽美華、村上順一、中川健、池添義春議長、井川晃一副議長、委員外議員 太田徹の各議員)

同日 水道事業会計及び下水道事業会計決算審査の執行に係る説明聴取が行われました。(板東敬治議員)

6月25日 例月現金出納検査が行われました。(板東敬治議員)

同日 監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、一般会計・特別会計(令和3年4月分)及び水道事業会計・下水道事業会計(令和3年4月分)の例月現金出納検査結果報告があり、受理いたしました。

6月28日 予算決算常任委員会全体会が開催され、付託案件について審査されました。(井川晃一委員長、北川光昭副委員長、金子英生、北川健治、西尾勝成、馬場才、板東敬治、久野須賀子、山崎菊雄、吉羽美華、池添義春、岡由美、高見雄介、辻谷恵一、野々下重夫、村上順一、奥大輔、中川健、中谷剣将、福田篤志、太田徹、中林和江、元橋理浩、森本雄一郎の各委員)

同日 北河内4市リサイクル施設組合議会幹事会が開催されました。(福田篤志議員)

6月29日 第224回理事会が東京都内で開催されました。

まず、会長(清水富雄横浜市議会議長)の挨拶に続いて、総務省大臣官房審議官 馬場竹次郎氏から「地方財政の現状と課題」について説明が行われた後、各委員会の活動方針について報告があり、続いて、副会長・監事・部会長の補

欠選任に関する申合せについて協議され、原案どおり決定されました。(池添義春議長)

同日 第 22 回国と地方の協議の場等に関する特別委員会が東京都内で開催されました。

委員長(池尻秀樹堺市議会議長)の挨拶に続いて、本特別委員会の設置要綱等についての説明及び事務報告がありました。その後、国と地方の協議の場等の動向等及び今後の運営について協議され、原案どおり決定されました。続いて、総務省大臣官房審議官 阿部知明氏から「地方行政のデジタル化について」の講演がありました。(池添義春議長)

7月 2日 議会運営委員会が開催され、定例会の今後の運営について協議されました。(北川光昭委員長、高見雄介副委員長、金子英生、馬場才、吉羽美華、村上順一、中川健、池添義春議長、井川晃一副議長、委員外議員 太田徹の各議員)

同日 市長から、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき、専決処分
の報告があり、受理いたしました。